



検疫所における輸入食品 の監視について

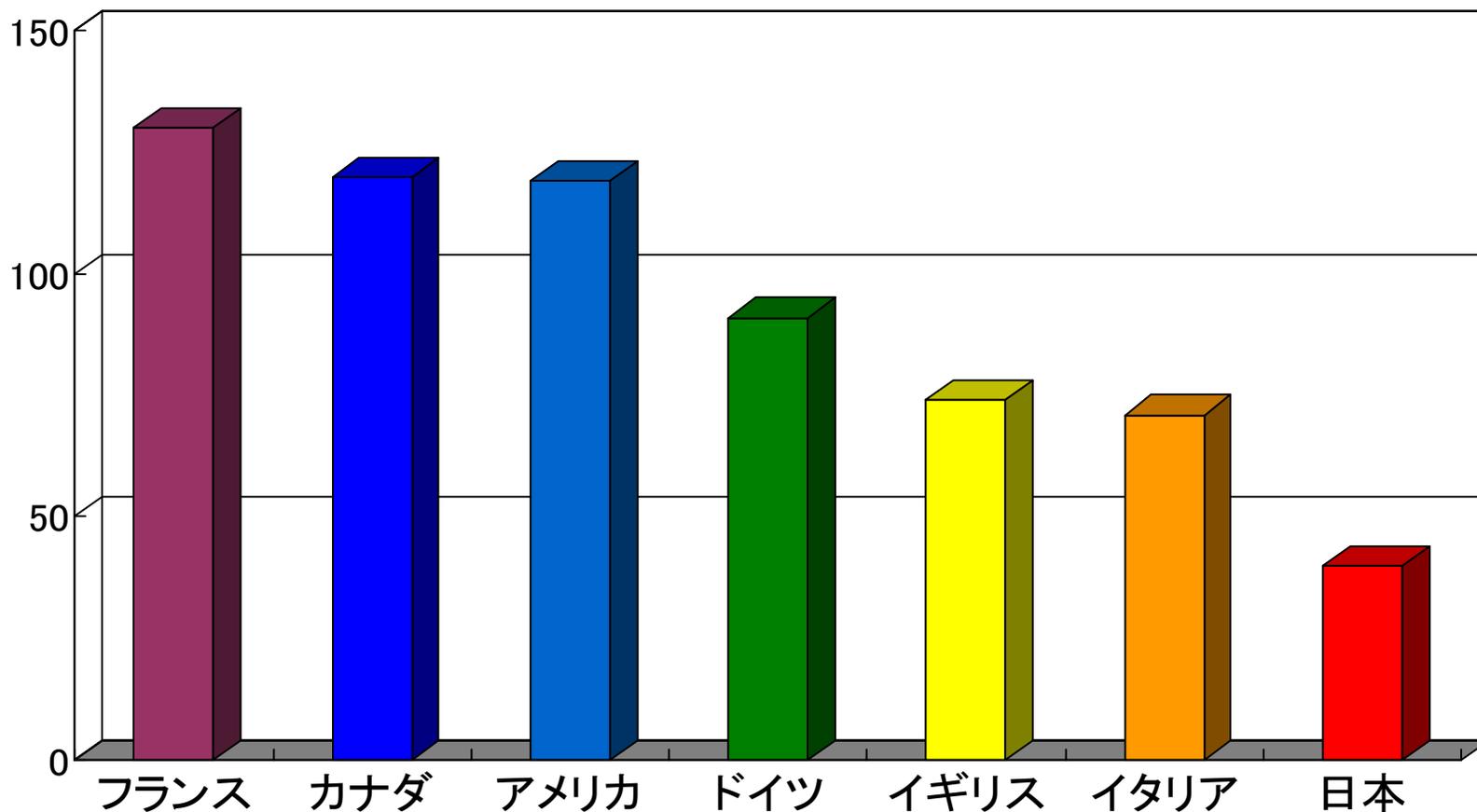
厚生労働省 広島検疫所

主要先進国の総合食料自給率(カロリーベース)

%

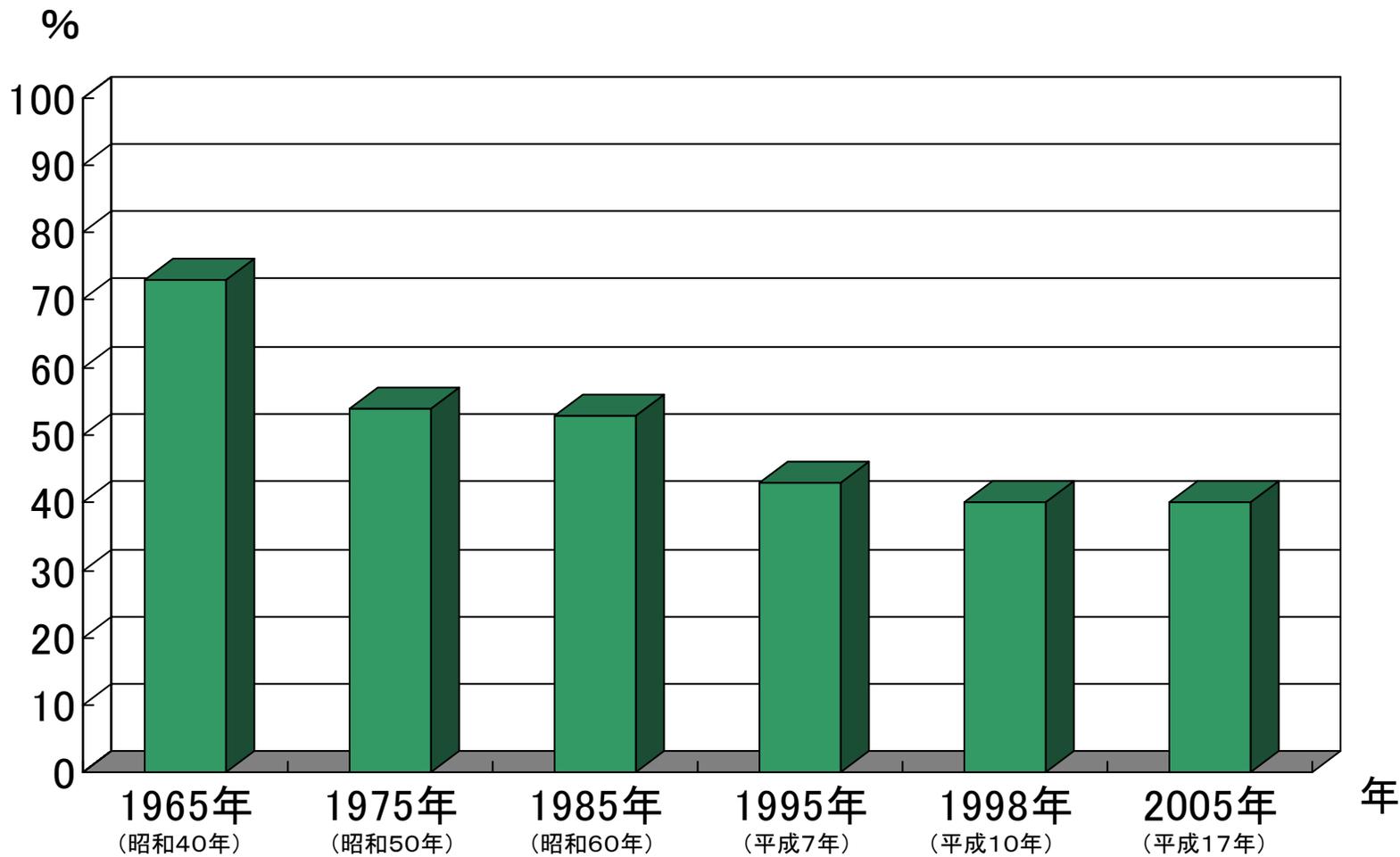
(平成14年)

2002年



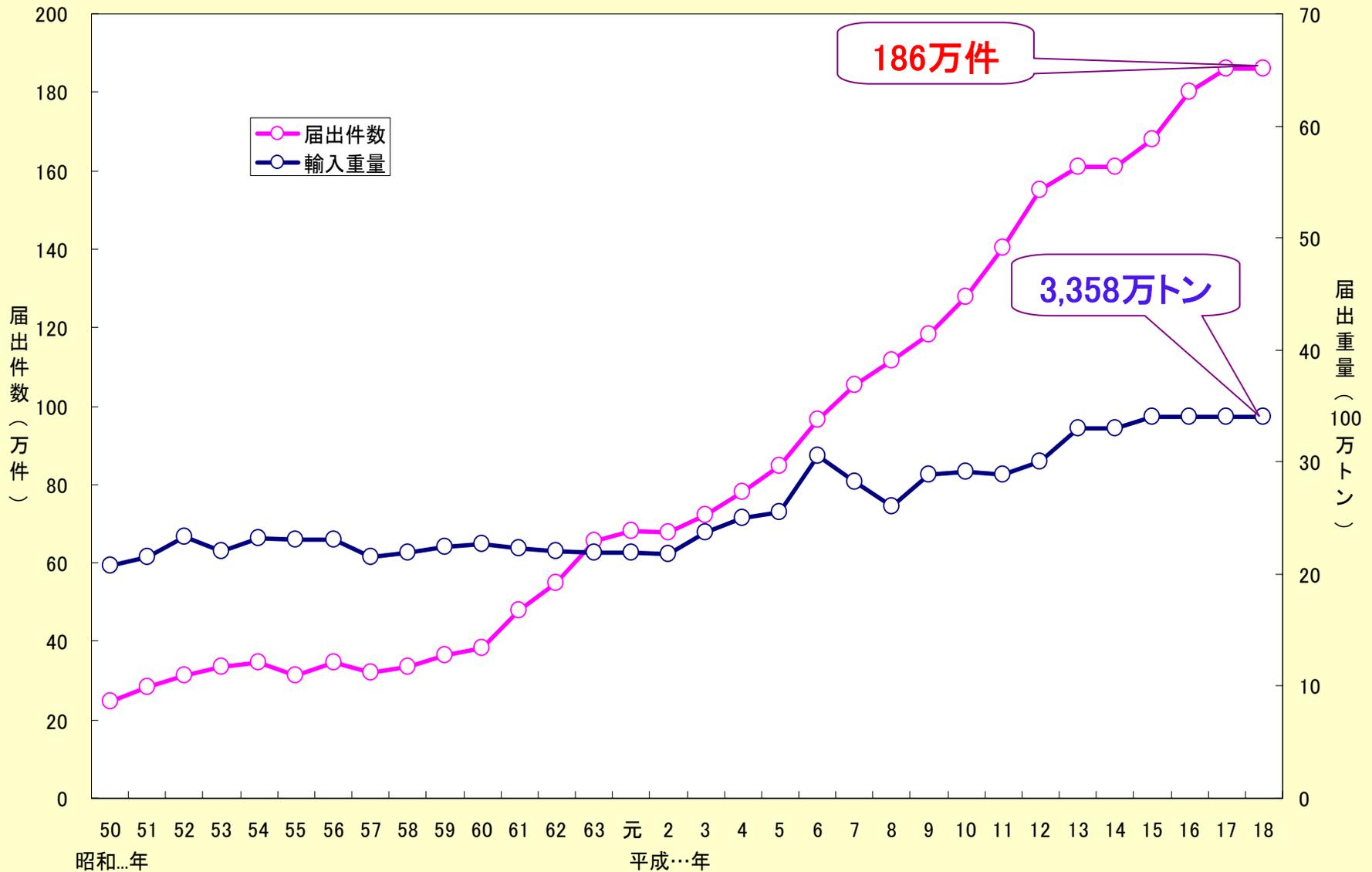
※農林水産省「供給熱量総合食料自給表」より

我が国の総合食料自給率(カロリーベース)の推移



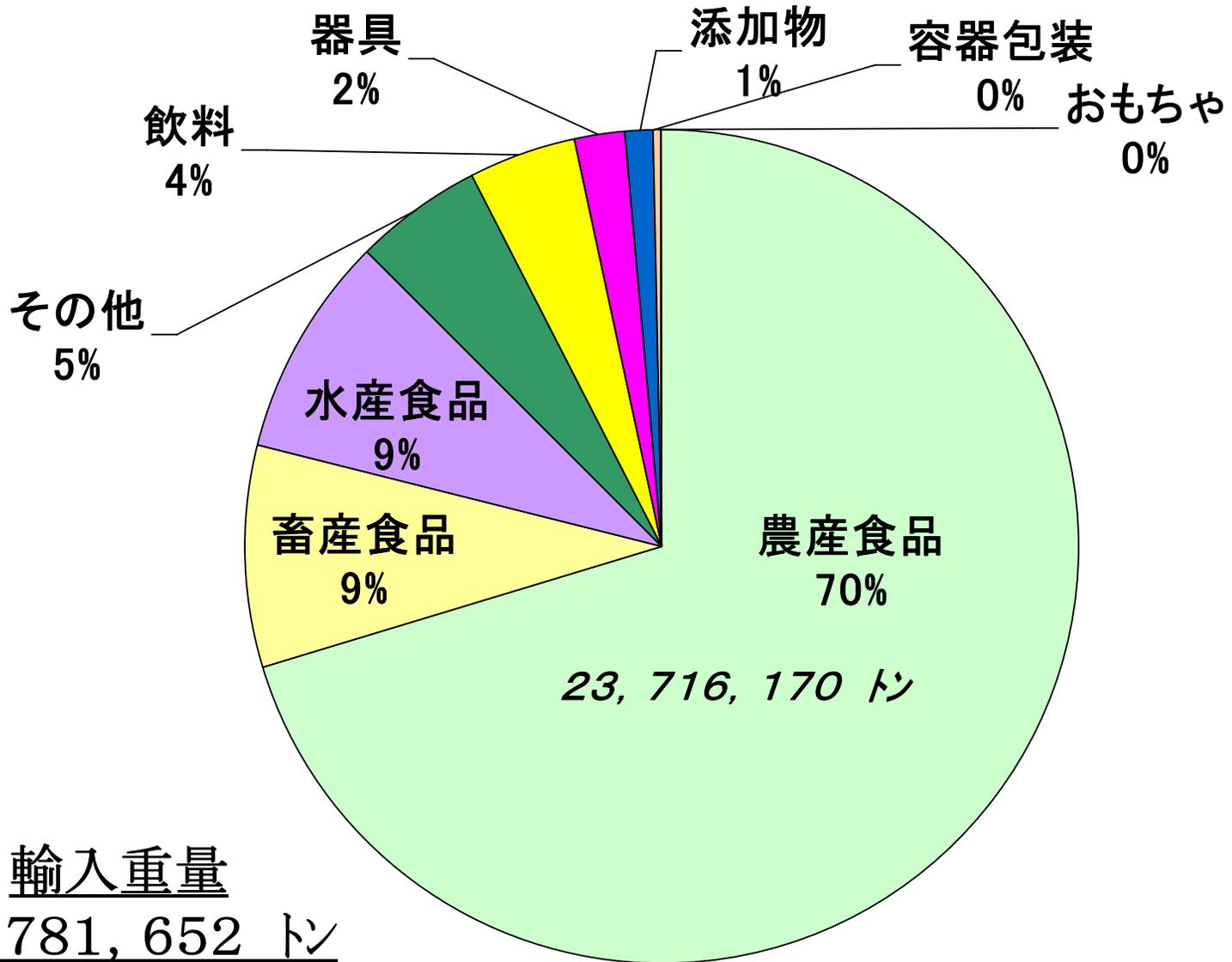
※農林水産省「供給熱量総合食料自給表」より

食品等の輸入届出件数・重量推移

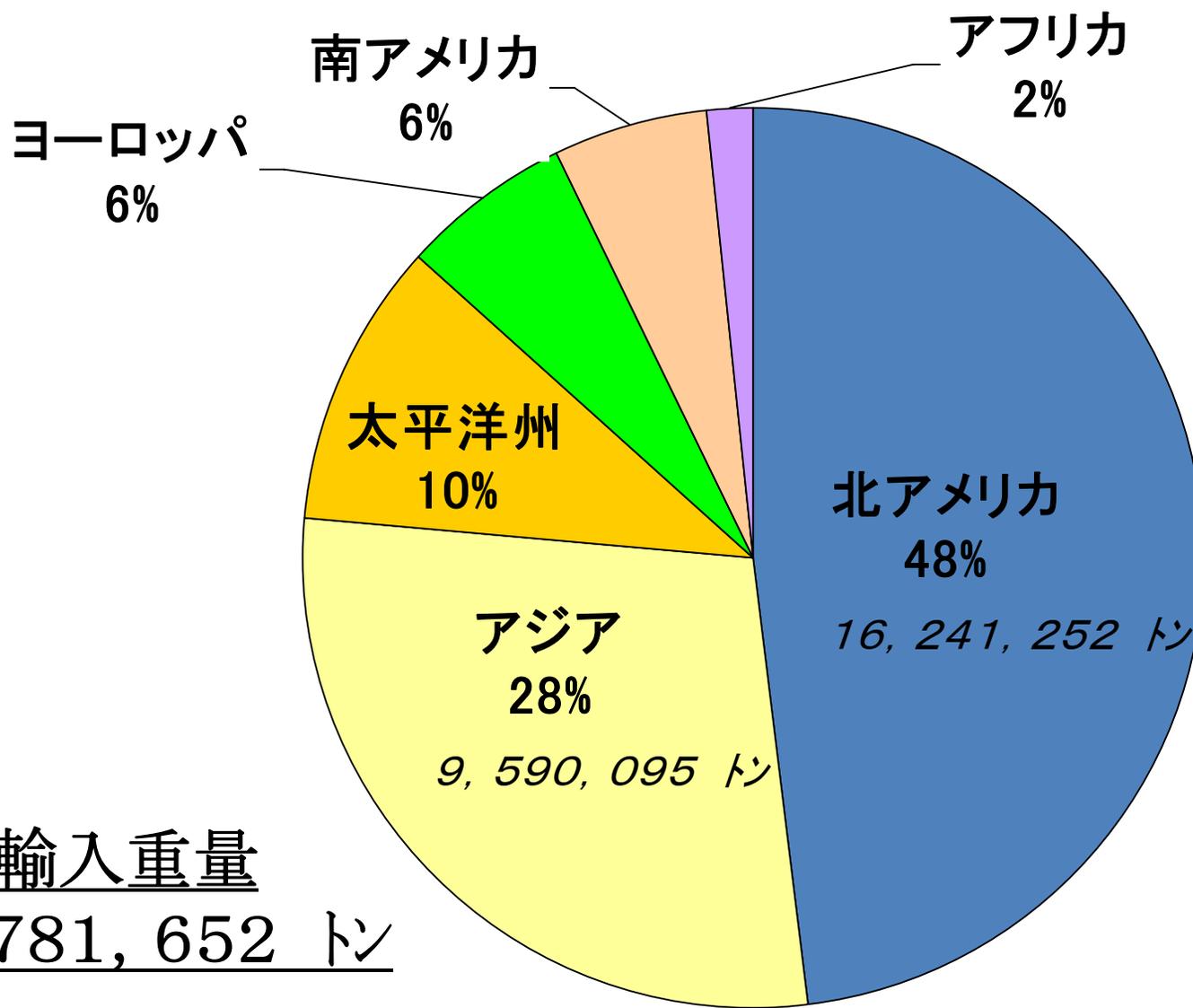


*平成18年については速報値

品目分類別輸入重量(平成17年)



地域別輸入重量(平成17年)



輸入重量

33,781,652 トン

輸入食品の監視指導の基本的な考え方

- 食品安全基本法→食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行う
- 3段階での適切な対応が必要
 - 輸出国における対策
 - 水際(輸入時)での対策
 - 国内流通時での対策

輸入食品の監視体制等の概要

輸出国

輸出国における衛生対策

- ・農薬等の使用管理
- ・証明書の発給
- ・輸出前検査等

- 二国間協議
わが国の食品衛生規制を遵守するよう要請
- 必要に応じ現地調査

輸入食品監視指導計画に基づき実施

輸入時

検疫所における届出審査

過去の違反事例
輸出国の情報
原料・製造方法等

違反情報

輸入時の検査体制

検査命令 モニタリング検査 自主検査の指導

合格

不合格

回収・廃棄
又は
積み戻し

国内

都道府県等監視指導計画に基づく
都道府県等の収去検査

違反発見時の通報

消費者

海外における食品安全情報の収集
輸入相談等の事前指導
輸入者の自主管理の推進

輸入食品監視指導計画

- 改正食品衛生法により既に策定された監視指導指針に基づき策定（H15. 8. 29）
- 具体的な内容
 - 重点的に監視指導を実施すべき項目
 - 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 毎年度、当該計画を定め、公表
- 策定にあたっては、広く国民の意見を求める
- 監視指導の結果を公表

～平成19年度輸入食品監視指導計画より抜粋～ 輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無のチェック
 - 輸入届出、輸出国政府の証明書
 - 輸入者からの報告徴収
- 輸入時モニタリング検査の実施
 - 平成19年度計画件数 7万9千件
- モニタリング検査等で違反が発見された場合は、輸入時の検査を強化
- 法違反の蓋然性の高い食品等について、28条の規定に基づく検査命令を発動

輸入食品のモニタリング検査の考え方

- モニタリング検査に必要な検体数は、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本としている。
(例)95%信頼度 → 違反率1% → 299件
- 諸外国においては、上記考え方を基本として、検査を実施。
- 我が国においても、これを基本とし、さらに過去の違反率、輸入件数、重量、違反内容の重要度を勘案し、食品群毎に検査件数を設定。

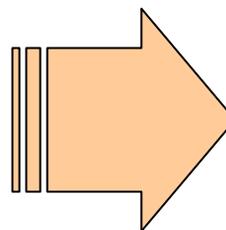
厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの
同一の輸入食品(例:O-157、アフラトキシン等)



直ちに
検査命令

残留農薬
動物用医薬品

1回目
の違反

モニタリング検査率
をアップ

複数回
の違反

違反の蓋然性
が高いと判断
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出される
ことのないことが確認された場合等

食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない(食品衛生法第27条)

届出事項

- ◆ 輸入者の氏名、住所
- ◆ 食品等の数量、重量
- ◆ 使用されている添加物の品名
- ◆ 加工食品の原材料、製造又は加工方法等

食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 31検査所

検査課を有する 6検査所

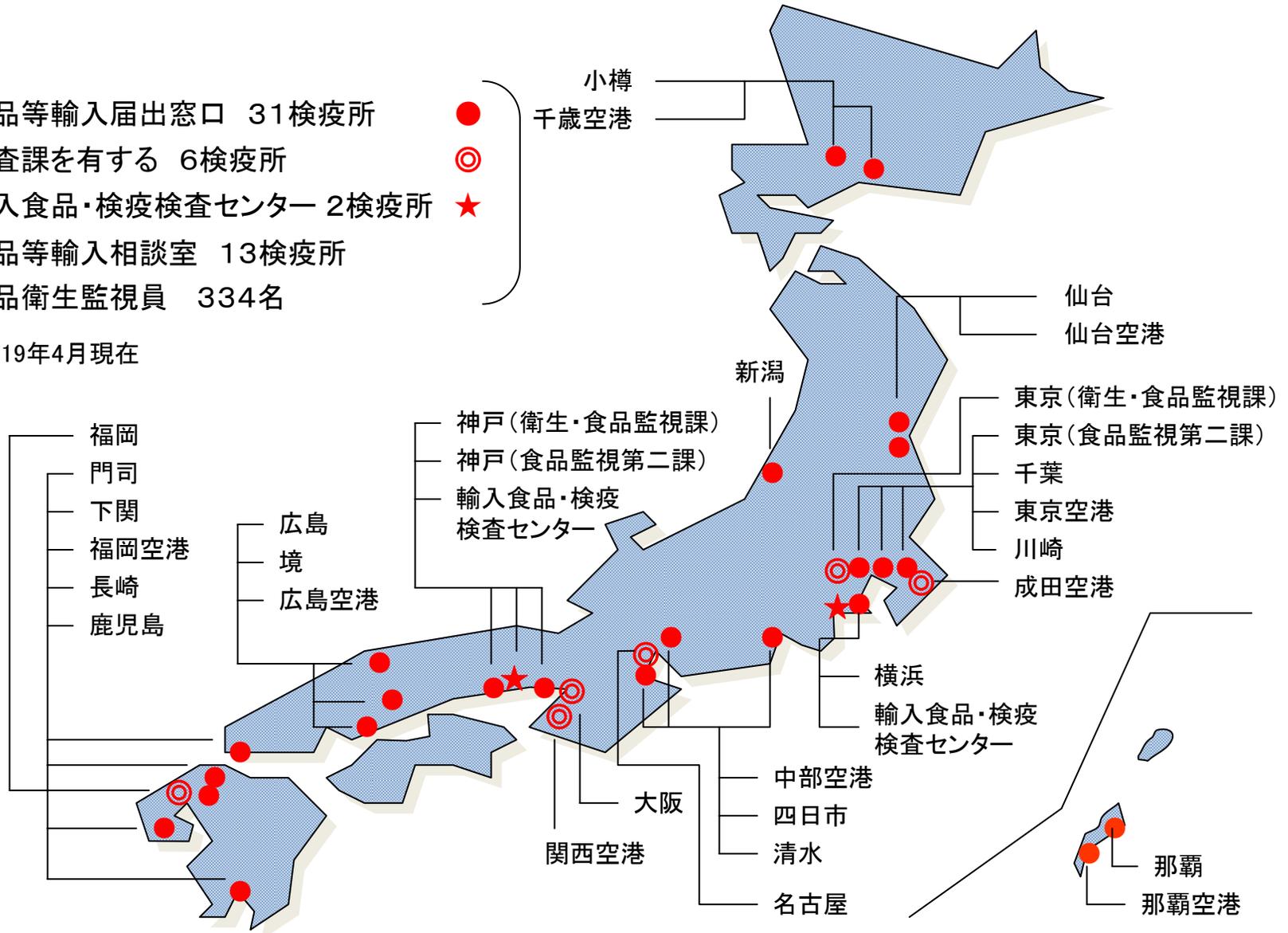
輸入食品・検疫検査センター 2検査所

食品等輸入相談室 13検査所

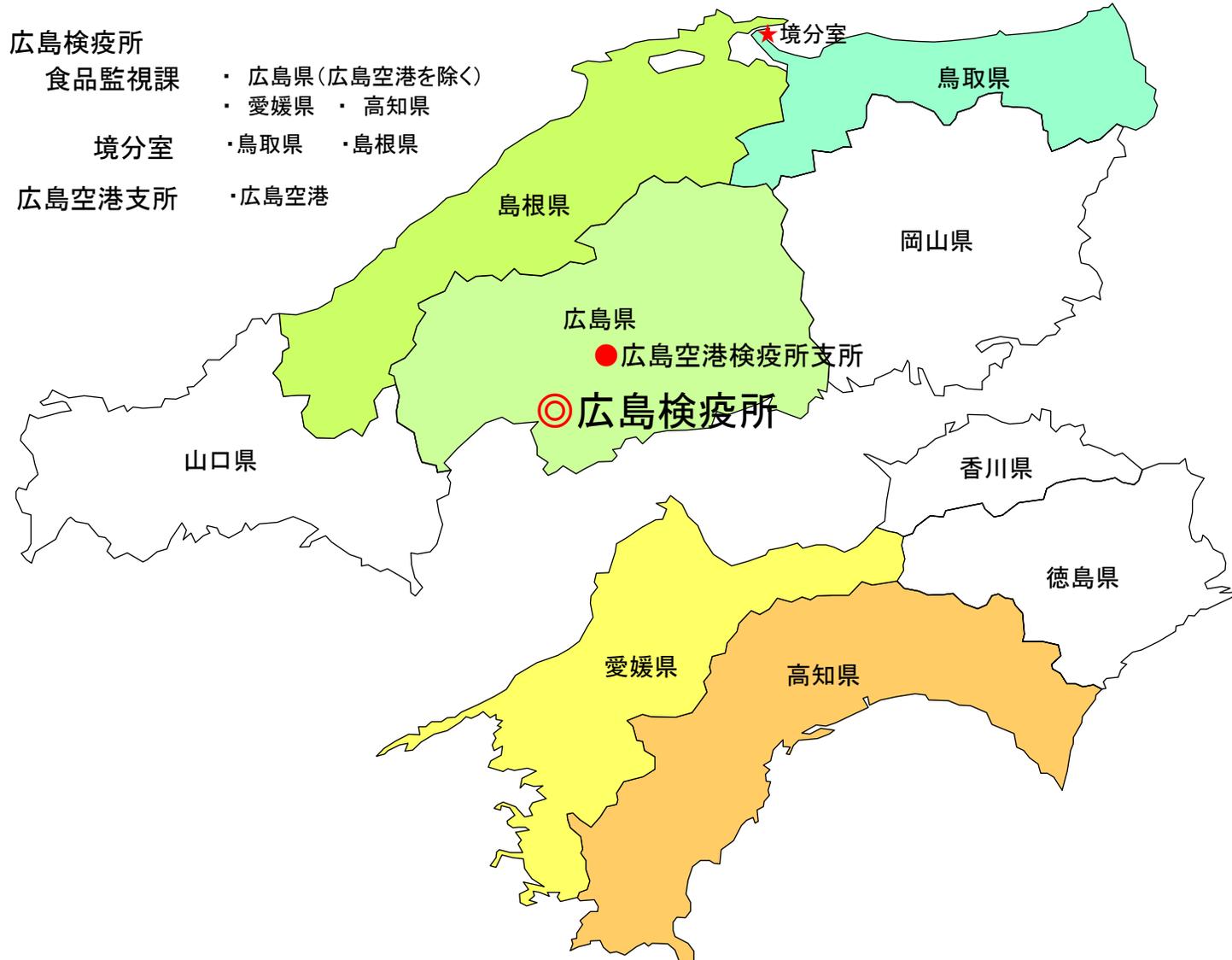
食品衛生監視員 334名

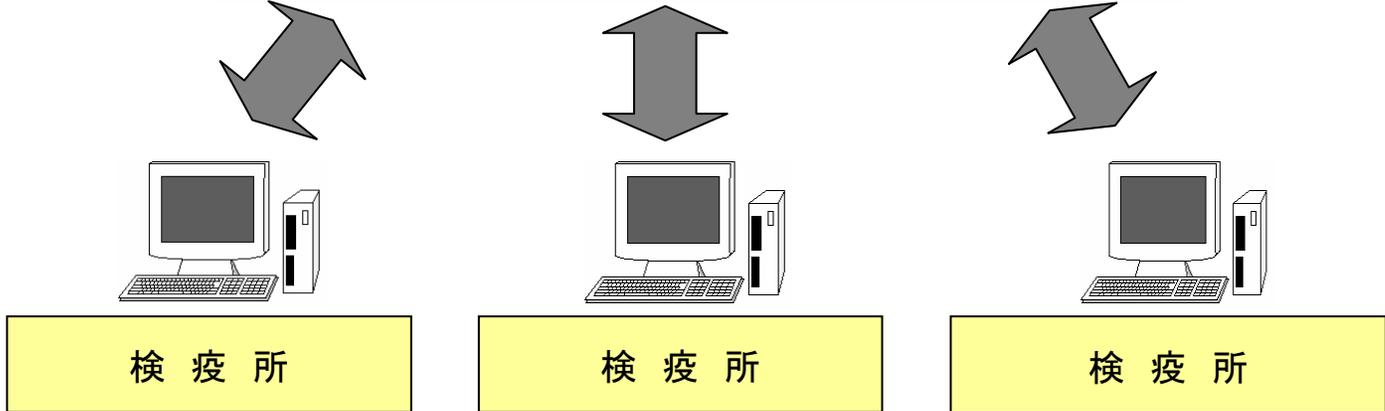
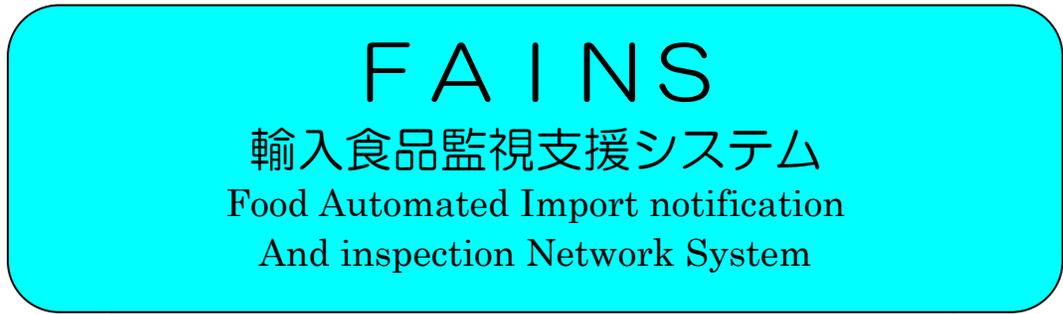
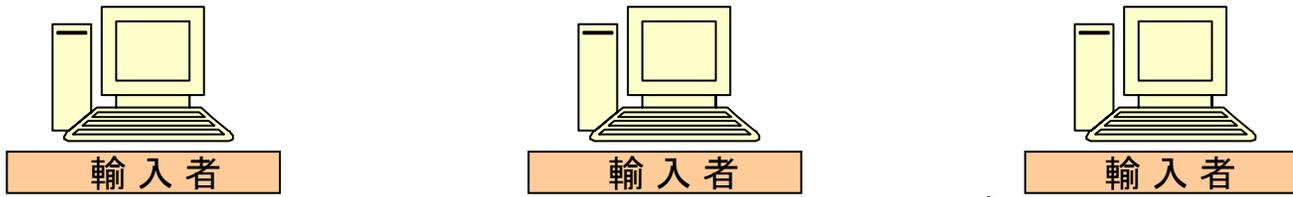


※平成19年4月現在

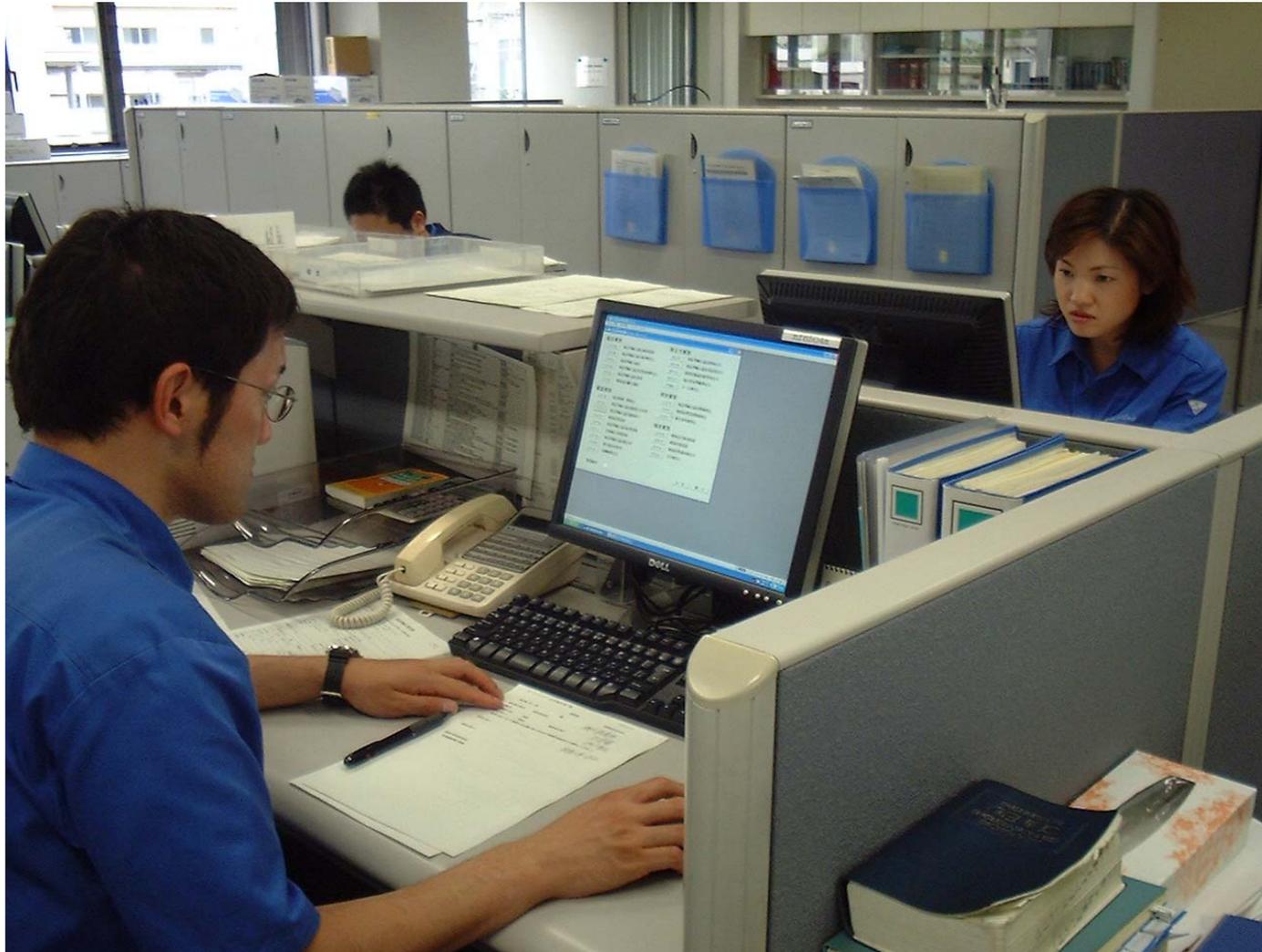


広島検疫所管轄区域

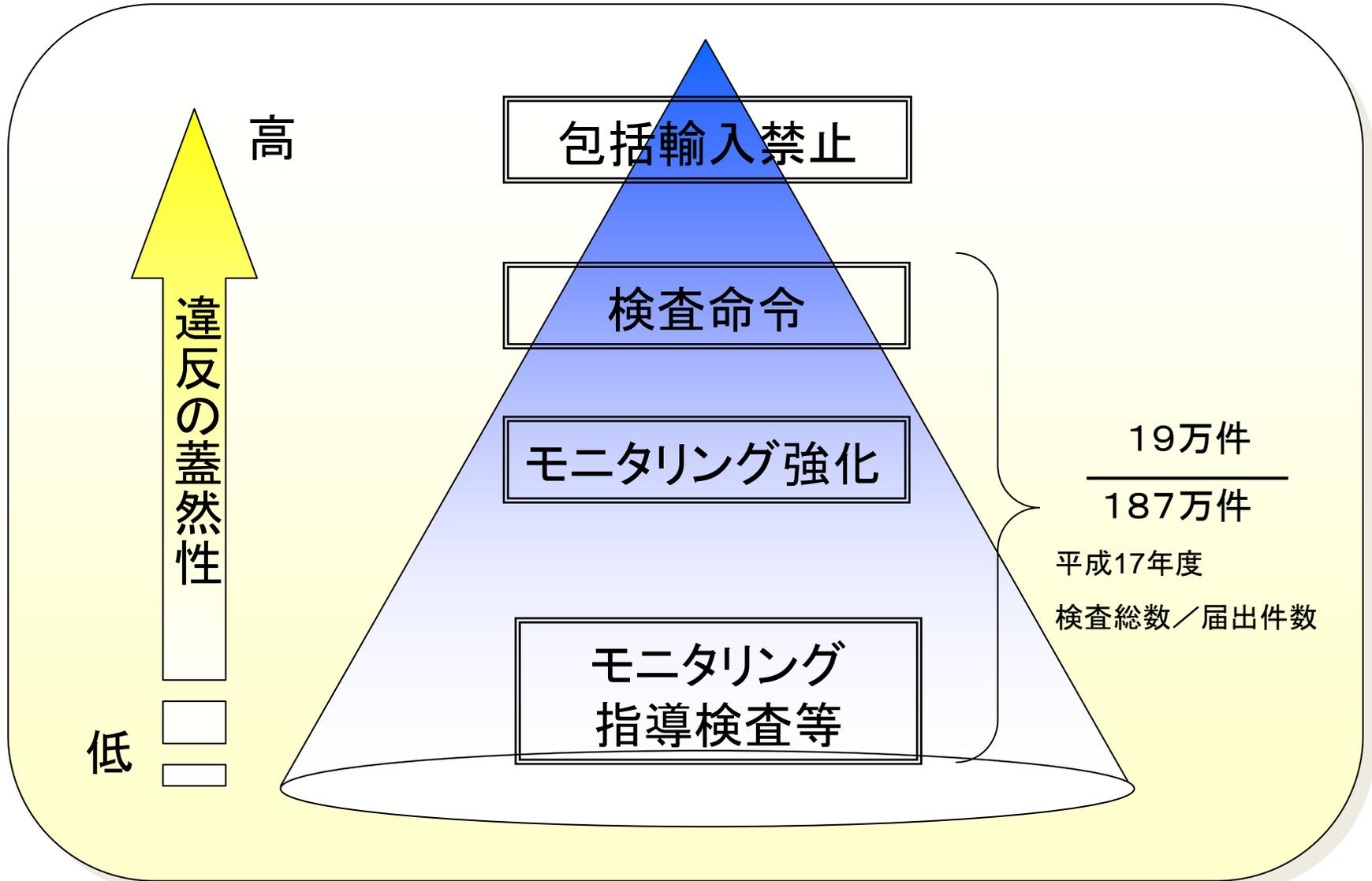




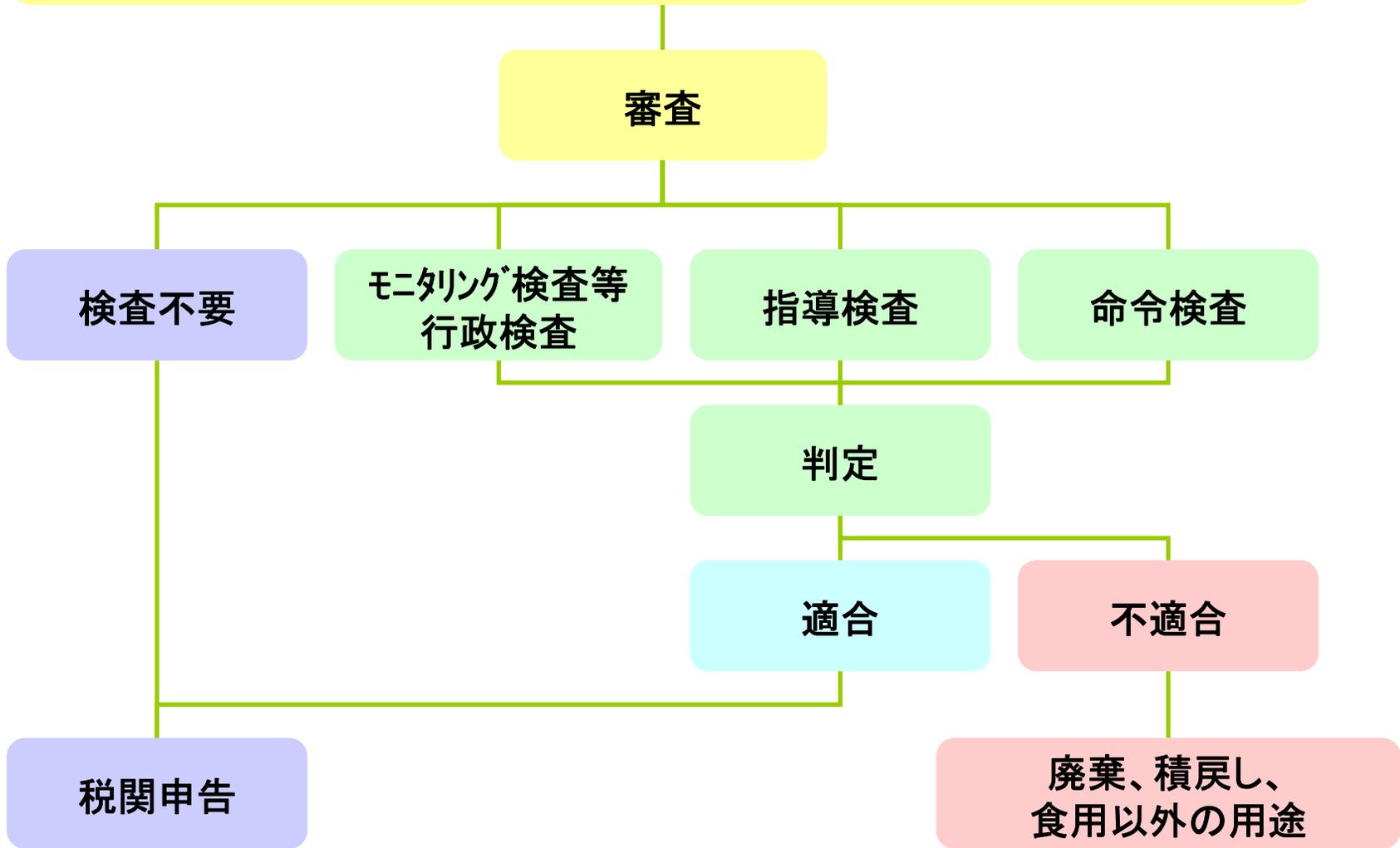
FAINSによる輸入届出及び審査



輸入時の検査体制の概要



検疫所への届出
食品等輸入届出書の提出
輸入食品監視支援システム（FAINS）による届出



※ FAINS(Food Automated Import notification and inspection Network System)

穀類運搬船からの荷揚げ作業



トウモロコシのサンプリング



小麦の荷揚げとサンプリング



コンテナ船による食品の輸入



保税上屋での検査(サンプリング)



米国産牛肉の現場検査



航空機からの荷下ろし



航空機による輸入食品(生鮮魚介類)

活カラスフグ(韓国)



生鮮ウニ(中国)



生鮮むき身赤貝(韓国)



生鮮ハタ(インドネシア)

航空機による輸入食品(生鮮畜産品)



フォアグラ(フランス)



ウサギ肉(フランス)



カモ肉(フランス)

航空機による輸入食品（生鮮農産品）

アスパラガス(オーストラリア)



イチゴ(アメリカ)

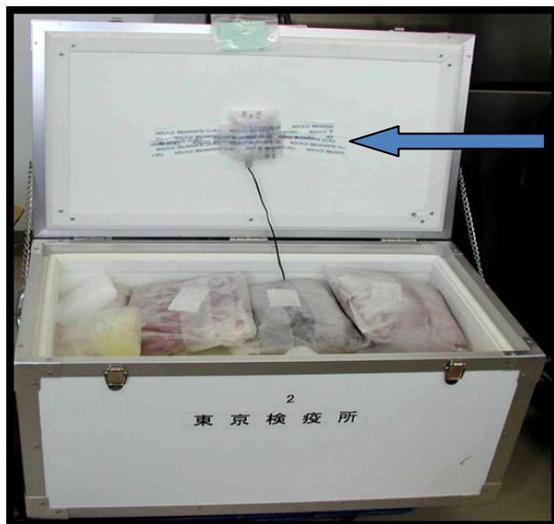


松茸(トルコ)



オクラ(タイ)

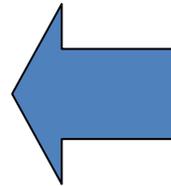
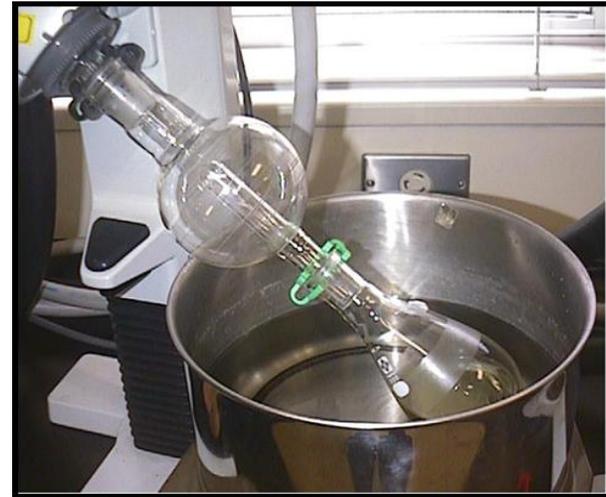
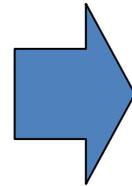
検査部門における検体の受付



温度計



理化学検査の流れ



機器分析室(ガスクロマトグラフ)



高速液体クロマトグラフ質量分析計

おもな食品衛生法違反内容(平成18年度中間報告)

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	有毒・有害物質等 を含有する食品等 の販売等の禁止	156	23.7	とうもろこし、落花生、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし(香辛料等)等のアフラトキシンの付着、有毒魚の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、キャッサバ等によるシアン化合物の含有、米の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
10	指定外添加物の 販売等の禁止	56	8.5	サイクラミン酸、ポリソルベート、TBHQ、アゾルビン等の指定外添加物を使用した加工食品
11	規格基準に違反す る食品等の販売等 の禁止	434	66.0	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反) 水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有) 冷凍食品の成分規格違反(一般生菌数、大腸菌、大腸菌群) 添加物の使用基準違反:ソルビン酸、安息香酸等 過量残存:乾燥野菜の二酸化硫黄等
18	規格基準に違反す る器具・容器包装 の販売等の禁止	12	1.8	器具・容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
計		658(延数) 629(違反届出件数)		

ポジティブリスト制度施行後における輸入食品の違反実績

(速報値:平成18年6月1日～19年3月31日までの違反確定分)

分類	基準	違反件数
残留農薬	新基準	201
	一律基準	211
	従来基準	35
	計	447
残留動物用医薬品	新基準	5
	一律基準	13
	不検出基準	201
	従来基準	13
	計	232

(参考)

ポジティブリスト制度施行後の違反実績前年度比較

	H17年度の1ヵ月 違反平均件数	H18年度の1ヵ月 違反平均件数	比率
残留農薬	4.8	44.7	9.4
残留動物用医薬品	4.5	23.2	5.2

ポジティブリスト制度施行後における輸入食品の国別違反実績

(速報値:平成18年6月1日～19年3月31日までの違反確定分)

分類	基準	国名	違反件数
残留農薬	新基準	ガーナ	78
		中国	64
		その他	59
	一律基準	中国	93
		エクアドル	78
		その他	40
	従来基準	中国	13
		パラグアイ	9
		その他	13
	計		
動物用医薬品	新基準	フランス	4
		その他	1
	一律基準	中国	13
	不検出基準	ベトナム	110
		中国	42
		その他	49
	従来基準	中国	8
		その他	5
	計		

ポジティブリスト制度施行後における輸入食品の品目別違反実績

(速報値:平成18年6月1日～19年3月31日までの違反確定分)

分類	基準	品目名	違反件数
残留農薬	新基準	カカオ豆	83
		ウーロン茶	35
		マンゴー	21
		その他	62
	一律基準	カカオ豆	81
		しょうが	29
		ニンニクの茎	16
		その他	85
	従来基準	小粒落花生	9
		その他	26
		計	447
動物用医薬品	新基準	うさぎ肉	4
		その他	1
	一律基準	うなぎ	13
	不検出基準	えび	89
		いか	56
		その他	56
	従来基準	花粉加工品	5
		その他	8
			計

ポジティブリスト制度施行後における輸入食品の検査項目別違反実績

(速報値:平成18年6月1日～19年3月31日までの違反確定分)

分類	基準	検査項目	違反件数
残留農薬	新基準	クロルピリホス	43
		ピリミホスメチル	30
		トリアゾホス	29
		シペルメトリン	21
		その他	78
	一律基準	2,4-D	78
		BHC	34
		ピリメタニル	17
		その他	82
	従来基準	クロルピリホス	15
		シペルメトリン	10
		その他	10
			計
動物用医薬品	新基準	スルファジメトキシム	4
		その他	1
	一律基準	ロイコマラカイトグリーン	13
	不検出基準	クロラムフェニコール	110
		AOZ	58
		その他	33
	従来基準	オキシテトラサイクリン	8
		その他	5
			計

残留農薬等による違反事例

生鮮青ネギ(テブフェノジド)



活ウナギ
(エンロフロキサシン)



生鮮キヌサヤ
(フルシラゾール)



生鮮スナップエンドウ
(フルシラゾール)



食品添加物使用による違反事例

乾燥フカヒレ(過酸化水素)



乾燥フカヒレ(二酸化硫黄)



調味乾燥コチ(二酸化硫黄)



野菜チップ(TBHQ)

成分規格(微生物)による違反事例



冷凍食品春巻き
(生菌数)

冷凍食品鰹博多煮
(大腸菌群)



器具の成分規格違反事例



合成樹脂製調味料入れ
(蒸発残留物)

陶磁器製皿(鉛)



違反が判明した場合の対応

- 輸入者に対し、積み戻し又は廃棄等を指示(国内流通の場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる)
- 都道府県等により違反輸入食品の発見→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- 違反のあった輸入者に対する措置
 - 原因究明の調査
 - 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- 輸入食品の違反情報の公表(ホームページ)

輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- 自主検査の指導
- 記録の保存
- 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

海外情報に基づく緊急対応

- 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- 問題の食品が我が国に輸入されている場合には
、流通状況調査、回収、輸入時検査強化

具体例： イタリア産ナチュラルチーズ(リステリア菌汚染)
米国産長粒種米(遺伝子組換え米混入)
中国産食品(遺伝子組換え米、メラミン、グリセリン)等

輸入食品等の年次別の届出・検査・違反状況

年次	届出件数 (件)	検査総数 (件)	割合 (%)	違反件数 (件)	違反率 (%)
平成11年	1,404,110	108,515	7.7	948	0.1
平成12年	1,550,925	112,281	7.2	1037	0.1
平成13年	1,607,011	109,733	6.8	992	0.1
平成14年	1,618,880	136,087	8.4	972	0.1
平成15年	1,683,176	179,872	10.2	1430	0.1
平成16年	1,791,224	188,904	10.5	1143	0.1
平成17年	1,864,412	189,362	10.2	935	0.1
平成18年	1,859,470	198,335	10.7	1,469	0.1

* 平成18年については速報値

A wide-angle photograph of a marina at sunset. Numerous sailboats with their masts up are docked at a wooden pier. The sky is a mix of blue, pink, and orange, with some clouds. In the background, there are dark silhouettes of mountains. The water is calm, reflecting the sky. The overall mood is peaceful and serene.

以上でスライドは終了です。
お疲れさまでした。